

# 巻頭言

「平成 22 年版レポート 海難審判」の発刊にあたって

海難審判所は、海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する行政処分を行うための調査と審判を行い、もって海難の発生防止に寄与することを目的とする国土交通省の特別の機関として、平成 20 年 10 月 1 日に旧海難審判庁より分離・設置されました。

海難審判所の任務は、裁判類似の厳正な手続きが定められた海難審判法に則り、海事に関する豊富な知識・経験を有する理事官及び審判官によって行われる、海難調査及び対審方式による海難審判を通じて、海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の行為のうち、海難防止の観点からの確に過失を認定することにより、最も効果的な同種海難の再発防止策を示すことであり、このことを教訓として海上における人命・財産の安全確保及び環境保全に寄与するものと確信しております。

一昨年、千葉県野島埼沖での護衛艦とまぐろ延縄漁船の衝突事件、青森県陸奥湾でのほたて漁船の沈没事件、千葉県犬吠埼沖でのまき網漁船の転覆事件、兵庫県明石海峡での貨物船など 3 隻の衝突事件、また、昨年 4 月には長崎県平戸沖でのまき網漁船の転覆事件、本年 1 月には長崎県五島沖での底曳き網漁船の沈没事件等、近年、多数の乗組員が死亡・行方不明となる悲惨で深刻な海難が多発している状況にあります。このうち、旧海難審判庁から引き継いだ、千葉県野島埼沖での護衛艦とまぐろ延縄漁船の衝突事件は昨年 1 月に、兵庫県明石海峡での貨物船など 3 隻の衝突事件は本年 3 月にそれぞれ裁決を言い渡しました。今後も、当所の審判対象となる海難につきまして、的確な審判を行うことにより同種海難の再発防止に努めます。

また、海難審判所は、テレビ会議システム等 I T 技術を活用した海難調査・審判の業務改善に、GPS・AIS・VDR データ等証拠の集取・分析による海難調査・審判の精度化にそれぞれ取り組み、海難の再発防止のための機能強化の推進を図っております。

「平成 22 年版レポート 海難審判」で、海難審判所の現状と海難審判行政に対するご理解を一層深めていただき、本レポートに掲載の事件事例を他山の石として安全運航されますようお願いいたします。

平成 22 年 10 月 海難審判所長